

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成14年佐賀県条例48号				
不利益処分の種類	投光器の使用停止命令	根拠条項	第84条第2項				
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>屋外においてサーチライト、レーザー等の投光器を以下の場合を除き、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用している場合に、処分を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づき使用する場合 ・ 教育、試験研究又は学術研究のために使用する場合 ・ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為のために使用する場合 ・ 祭典等の祭事の際に、直ちに撤去又は移動できる施設により一時的に使用する場合（営利を目的として誘客又は宣伝のために行うものを除く。） 						
	<p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>投光器の使用の停止を命ずる。</p>						
対応区分	1 弁明の機会の付与	処理機関	県民環境部 環境課	交付機関	県民環境部 環境課		目次 NO
	2 聴聞の実施						